更生手続における包括的禁止命令

令和７年（ミ）第２号

埼玉県戸田市下戸田２丁目16番２号
開始前会社　コア・ファーマシー株式会社

主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。

1　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
2　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
3　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）

令和７年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ミ）第４号

東京都文京区本郷１丁目５番７号宝生ハイツ505号
開始前会社　シー・シー・コア・ファーマシー株式会社

主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。

1　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
2　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
3　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）

令和７年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ミ）第５号

茨城県日立市折笠町564番地２
開始前会社　株式会社コンフィアンス

主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。

1　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
2　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
3　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）

令和７年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

更生手続における保全管理命令

令和７年（ミ）第２号

埼玉県戸田市下戸田２丁目16番２号
開始前会社　コア・ファーマシー株式会社

1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都港区西新橋１丁目21番８号弁護士ビル707号室　かなやま法律事務所
弁護士　金山　伸宏
令和７年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ミ）第３号

東京都文京区本郷１丁目５番７号宝生ハイツ505
開始前会社　シティ・メディカル・ホールディングス株式会社

1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都港区西新橋１丁目21番８号弁護士ビル707号室　かなやま法律事務所
弁護士　金山　伸宏
令和７年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ミ）第４号

東京都文京区本郷１丁目５番７号宝生ハイツ505号
開始前会社　シー・シー・コア・ファーマシー株式会社

1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都港区西新橋１丁目21番８号弁護士ビル707号室　かなやま法律事務所
弁護士　金山　伸宏
令和７年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ミ）第５号

茨城県日立市折笠町564番地２
開始前会社　株式会社コンフィアンス

1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都港区西新橋１丁目21番８号弁護士ビル707号室　かなやま法律事務所
弁護士　金山　伸宏
令和７年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始